

「飯山市空家等対策の推進に関する条例」

国では、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行しました。

飯山市では、平成24年10月より（**飯山市空家等対策の推進に関する条例**）を施行するとともに、令和元年7月に「飯山市空家等対策計画」を作成し空家対策に取り組んでいます。

「空家条例の概要」

条例では、「所有者又は管理者」と「市民」「行政」が連携して空家対策に取り組むため、それぞれの義務や役割を規定しています。

◎ 「所有者又は管理者」の責務

空家が周囲の生活環境に影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理をし、活用に努める。

◎ 「市民」の協力

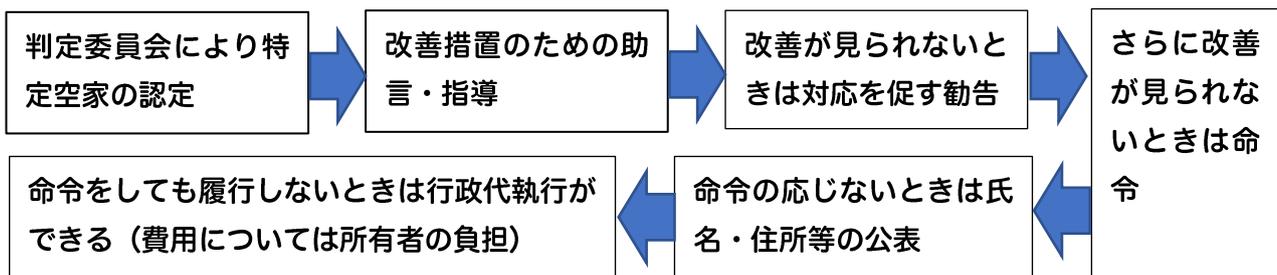
市が実施する空家等に関する施策に対する協力や、管理の行き届かない空き家の情報を市に提供する。

◎ 「市（飯山市）」の責務や役割

- 1 特定空家の発生を未然に防止するため必要な施策を実施する。
 - ① 空家等の対策を実施するにあたり「空家対策計画」を策定する。
 - ② 計画の策定や対策の実施のため「空家等対策協議会」、「特定空家判定委員会」を組織する。
- 2 空家等の適正な管理及び活用のため必要な施策を行う。
 - ① 空家活用のための「空き家バンク」制度の推進や、補助制度の実施
 - ② 空家等の適正な管理のため、特定空家（危険空家）の認定と、改善のための助言や指導、勧告、命令、を実施します。改善されないときは、氏名の公表や行政代執行を行うことができます。



特定空家（危険空家）の指導等の流れ



お問い合わせ先 飯山市役所 移住定住推進課・危機管理防災課 電話 0269-62-3111（代）

〒389-2292 飯山市大字飯山1,110-1（内線：移住定住推進課254 危機管理防災課371）